

『仮名貞観政要』の和訳語について

橋村 勝明

一、はじめに

漢籍の一つである『貞観政要』には訓点が記された点本の他、仮名本が現存している。漢籍の内、訓点資料と、仮名本とを有する資料は、『論語』の他はあまり知られていないといえよう。特に漢字片仮名交じり表記の『仮名貞観政要』は、単なる読み下しとは異なる「和訳」であると伝えられており、その語の使用に関して、従来の訓読語研究が対象としてきた資料とは異なる、漢文訓読語の使用の実態が見出せるように思う。

さて、『仮名貞観政要』が菅原為長の和訳であるということについては、『貞観政要の研究』²⁾では、次のように述べられている。

和訳の真偽の判定の手がかりとしては、訳語が果して鎌倉時代のものか、あるいは降って室町期のものであるかを検討することも一つの方法と考えられるが、

前述のように正保製版の仮名本と書陵部蔵の梵舜手写本との間には少なからぬ誤脱があり、梵舜の手写本もその奥書によれば短時日の間に急速に書写したということであるから、一字の誤りもなく原本を写しているとは断定できず、梵舜当時の言葉遣いが相当に混じているものと認めなければならぬ。それゆえ、訳語によつてその真偽の判定を下すということは到底不可能なもののように思われる。(二〇三頁)

為長の訳語であることを証明する手続きとしては、その訓読語により、他の為長の訓点とされる点本と比較するところが考えられるが、そもそも漢文の訓読という行為と漢文の和訳という行為とが、漢文を日本語に翻訳するということ同一原理で働いていたかどうかは分からない。従つて、例えば仮名本が点本を訓点に従つて読み下した通りであれば、為長自身の和訳であるとする説は非常に説得力をもつのであるが、たとえ和訳が点本の訓読と遠く隔たつたものであ

るとしても、漢文を訓読する原理と漢文を和訳する原理とが異なっていればそのような結果になるのである。

従って、原田種成氏指摘のごとく書写者の問題も存するのであるが、それ以前の問題として和訳とはいかなる原理によつてなされているのか、という問題が存するのである。従つて、本稿の目的は「和訳とは何か」にあるのであり、それが為長のものであるか否かはここでは問題としない。その検討の方法としては、原漢文と仮名本との全体を比較することは直ちには不可能であるので、原漢文の助字に焦点をあて、助字が仮名本に於いてどのような語によつて和訳されているのかを検討したい。

漢文訓読語を使用するに際し、漢文に訓点を施す場合は家説等の規範意識によつて漢籍訓読語を使用する。更に、博士家と仏家との位相も存する。それに対して、漢文を日本語文に和訳する場合にはそのような規範意識が働くのかということについて、「則」「欲」の二助字の訓読語について検証を試みる。『仮名貞観政要』は、『貞観政要の研究』によると、次の六本が存する。

宮内庁書陵部蔵文禄四(一五九五)年筆写本
建仁寺両足院蔵文禄頃筆写本

宮内庁書陵部蔵江戸時代写本

日光輪王寺慈眼堂書庫天海蔵寛永十五(一六三八)年

筆写本

正保四(一六四七)年刊本

民友社鉛印本(大正四年刊)

この内、民友社鉛印本⁴⁾は正保四年刊本を翻刻したものである。これら他、広島大学蔵本が存する。広島大学蔵本は巻第三のみ存し、奥書はない。従つて、書写年代等についてその詳細を知ることができないのであるが、『貞観政要の研究』中に掲載されている宮内庁書陵部蔵文禄四年筆写本と酷似しており、あるいは同時代のものではないかと考えられるのである。ただし、宮内庁書陵部蔵文禄四年筆写本は半丁に十一行、広島大学蔵本は半丁に九行と行数が異なるので、同一環境下で書写せられたものか否かは存疑としたい。

本稿では正保四年刊本を翻印した民友社鉛印本と、広島大学蔵本二本について調査を行なつた。原漢文と仮名本との比較方法には、①原漢文を軸とし、原漢文の助字に対応する仮名本の用語をみる方法と、②仮名本を軸とし、仮名本に用いられた漢文訓読語から原漢文の漢字をみる方法とがある。本稿では②の方法をとることによつて仮名本の語の性質について考えてみたい。

用例の採録にあたっては、「則」字の訓として「スナハチ」のみに限つた。不読の場合や「トキンバ」「トキニハ」も

考慮に入れるべきであるが、いずれも仮名本側からの検討が困難なることから省略した。

「欲」字訓については「ホツス」「オモフ」「ムトス」を採録の対象とした。「欲」字訓の場合は「欲」字そのものが本文になく、読み添えられる場合も十分に考えられ、又「欲」字訓と考えられたものが「思」「将」の訓である可能性も存するので、『貞観政要』本文にかえつて「欲」字が当てられていることを確認した。

調査を行なった結果、原漢文である『貞観政要』本文をそのまま読み下した部分も存するのであるが、その一方でもかなり意識をしたらしい部分も存し、『仮名貞観政要』と原漢文である『貞観政要』とが対応しない部分がある。その場合には漢字と訓読語とが対応しないとして本考察の用例から除外した。

また、『仮名貞観政要』と原漢文との比較を行う際に、次の点本を参考とした。

斯道本甲	卷二	鎌倉期点
斯道本乙	卷四、五、六、九	鎌倉期点
斯道本丙	卷一、二、八、十	室町期書写
日蓮写本	卷一	鎌倉期点
藤波本	卷三、四、五、六、九、十	室町期書写

検討の際には、全ての点本で共通の巻の存しないことから、該当箇所を本文として存する点本との比較に留めることとした。

二、広島大学蔵本について

広島大学蔵『貞観政要』巻第三は、縦二三・〇厘、横一九・五厘、楮紙袋綴装の一冊本である。本文は片仮名漢字交じりで表記されており、墨筆の字音と朱筆の読点を付す。奥書識語等はない。従つて書写の時期を特定することはできないが、先にも述べたように宮内庁書陵部蔵文禄年本と書体が酷似することから書写年代は文禄からそれほど前後しないと考える。さて、本書の漢文訓読語を調査するに際しての方法は先に述べたとおりである。用例を記すに際して、広島大学蔵本の用例を先に示して次行に『貞観政要』本文を提示して仮名本の訓読語が原文の訓読により記されたものであることを確認できるようにした。原文の末尾（一）内の数字は新釈漢文体系『貞観政要』の頁数である。「則」字の場合は明らかに「則」字の訓読語であると思われるものでも本文と対応関係にない用例も存した。仮名本においてはかなり意識されている部分であると考えられる。そのような用例については原文を提示していない。ただし、「則」字がなくても文がほぼ同意であると判断した

場合には原文を示した。なお、原漢文に対応する漢字がある場合には用例に○、無い場合には●を付した。先ず、「則」字の訓読語について記す。

○イマノコトハヲハスレスハスナハチ社稷アヤウカラシトイヘリ (四〇七)

能無忘夫子之言則社稷不危矣 (190)

○コノコロナムチラ人ノウタエヲミルコト日々ニ数百アリ
スナハチウレエノ符牒ヲヨムニイトマアラス (八ウ八)
比聞卿等聴受詞訟日有数百此即読符牒不暇 (20)

○上スナハチ漢家ノ法ニヨテ人ヲエラフコト才能ト心操ト
ツマヒラカタツネアキラメテモチイルヘシ (九ウ七)
上及将依漢家法令本州辟召 (203)

○州コトニ良刺史ヲエハスナハチサカイコソリテタノシムヘシ (一一〇四)

每州得良刺史則台境蘇息 (206)

○公ノミチニ益アラハ忠良ノ臣ヲ遠事ナカレシカラハスナハチタマシヒヲ勞シヲモヒヨクルシウシテ (一一八ウ七)
背公道而遠忠良則雖夙夜不怠勞神苦思 (224)

○子孫長久ノハカリ事ナルヘシスナハチ荊州都督荊王元景安州ノ都督呉王恪等スヘテ子弟親戚廿一人ヲ封シテ (二一ウ四)

建親賢当是子孫長久之道及定制以子弟荊州都督荊王元景安州都督呉王恪等二十一人 (231)

●シカレハスナハチ顔回ハ疋夫タレトモ徳タカク (二ウ九)
(対応本文ナシ)

(参考) 以疋夫比之則以為辱顔閔疋夫也 (藤波本・一ウ三)

●君ヲシテ賞罰アキラカナラシムルハスナハチ奸臣也 (一七〇五)
使主賞罰不当号令不行如此奸臣也 (221)

●コレハスナハチ讒臣也 (二七〇八)
如此者讒臣也 (221)

●シカレハスナハチ明君タ、シキ礼ヲ、コナウ時 (二八〇四)

君子審礼 (223)

●シカレハスナハチ親戚ヲアマタタテラク事子孫長久ノハカリ事ナルヘシ (二一ウ二)

封建親賢当是子孫長久之道 (231)

●秦ノ始皇ハスナハチ師詁ノヲシエヲソムキ (二二ウ3)

秦氏背師古之訓 (233)

●コレヲアラタムルコトナカラムトススナハチ父ヲ、モウシテソノ子ヲモチキルコトヲソラクハ柱ニ膠スルアヤマリアラム事ヲタレ (二七ウ5)

(対応本文ナシ)

以上、仮名本に存する用例全てをあげたが、これらの内「スナハチ」訓に根拠の存するもの、つまり原文に「則」字が使用されているものは、四オ7・一一オ4・一八ウ7の三例に止まる。八ウ8の「即」と九ウ7の「及」とを除けば適宜補っている印象が強く、必ずしも「則」字を「スナハチ」と訓読するのではないことが分かる。

また、「スナハチ」訓が使用されていることから漢籍訓読で方法が統一されているわけではない。それらのことは、漢籍を訓読したものである、という意識よりも「和訳」であるという意識の方が強く表出し、その結果漢籍であろうともその訓読法に縛られず、また訓読するべき漢字が存しない場合に於いても適宜語を補足する事が出来たのである。

なお、「スナハチ」に関しては、時間の経過を示す意味において類義関係にある、「ヤガテ」が極僅かであるが存する。

大原ノ李淵。謀反ノ端アリト。書ヲカイテ。李靖ミヤコニ申ツ。ヤガテ長安ノ都エ。マイラムトスルニ。道フサガリテ通ゼズ。 (五七)

靖觀察高祖知有四方之志因自候上變將詣江都至長安道塞不通 (斯甲、16)

時間的な経過を示すのに、本来点本では使用されない語までを使用して表現しようとする、単純な訓読調の文ではないことを伺わせるのである。

次に「欲」字の訓読語について同じく用例を記す。

○ナヲ安危ヲ心ニカケテ忠良ヲモチ申言ヲキカムトス (三ウ5)

猶以安危繫意方欲納用忠良 (189)

○民ヲモテタノシメムトヲモハ、州守縣ノ令ヲエラフヘシ (一一オ3)

欲令百姓安樂惟在刺史縣令 (206)

○コノツイヘヲスクハムトヲモハ、尚書ノ左右丞ヲエラフ
ヘシ (一一ウ8)

将欲救茲交弊且宜精簡尚書左右丞 (22)

○賢ヲソネミ善ヲネタミス、MEMトヲモウモノヲハヨキ事
ヲアラハシ (二七オ1)

妬善嫉賢心所欲進則明其美 (22)

○アシキ事ヲカクシシリソケムトヲモフモノヲハアヤマチ
ヲアラハシ (二七オ3)

而隱其惡所欲退則揚其過 (22)

●仰テイニシエノ帝王ニ列セムトヲモフ (四ウ4)

仰止然烈 (192)

●太宗ノ、タマハク公カ心アヤマリヲ上ニユツラムトス (五オ8)

太宗曰公意推過於主 (194)

●朕又ツミヲ臣下ニヲホセムトヲモフ (五オ9)

朕則歸罪於臣 (194)

●コレヲアラタムルコトナカラムトス (二七ウ5)

(対応本文ナシ)

全九例中「欲」字の訓読であると確認できるものは、三ウ5・一オ3・一二ウ8・一七オ1・一七オ3の計五例である。これら五例のみについて考察すると、「オモフ」訓四例、「ムトス」訓一例と、仏書読みの影響が強いと考えられる。

以上、「則」「欲」の訓読語と考えられる用例について考察した。用例数自体極僅かであり、又仮名本からの対照のみであるので積極的には説明できないが、漢籍訓読語が両助字についてみられなかった。つまり、広島大学蔵本は仏書読みの影響下で「和訳」されているのである。

三、民友社鉛印本『仮名貞観政要』について

次に、民友社鉛印本『仮名貞観政要』の漢文訓読語について考察をする。まずは「則」字についてであるが、「然則」の訓と「則」の訓とを分かった。なお、用例の採録に際しては「則」字については必ずしも原典との対象を行なっていない。広島大学蔵本の用例を通して読添語的な用いられ方をしているものと即字的な用いられ方をしているものの二種存することがわかった。何れにしても原典に即しているもの、即していないもののそれぞれに用例が存すると

いうことであるので、その用例が存するということを以て説明しようとするときには原典を確認する必要はないと考える。ただし、それは「則」字についてであり、「欲」字については原典を確認した。それは「則」字については「スナハチ」訓が「トキンバ」「トキニハ」訓とするかの何れかで、仏書読みを混じていることを説明するためには「スナハチ」訓の存在を証明すればよく、「スナハチ」が読み添えられることはないと考えられるので「則」字の訓読語との結びつきが強いのであるが、「欲」字については漢籍訓が「ホツス」仏書訓が「ムトス」であり、「ムトス」はしばしば読み添えられる。また、「将」字の訓読語としても使用されることから「欲」字の訓読語であることを確認しなければならぬ。以下、上述の方法を以て用例を採録した。

まずは「則」字についてであるが、「然則」の訓読語と考えられるものと、「則」字の訓読語と考えられるものに分かった。

「然則」字について	用例数
シカレバズナハチ	14
シカラバズナハチ	2
シカレドモズナハチ	1
然ハズナハチ	1

「則」字について

スナハチのみ	107
トキハズナハチ	27
トキズナハチ	2

「然則」訓については先の広島大学蔵本に指摘出来なかったのと同様に、「シカルトキンバ」が存しない。これは、仏書の訓読法の影響と考えられる。しかしながら、「則」字の訓読については「トキハ」を読み添える用例が二七例、「トキ」を読み添える用例が二例と、漢籍に特徴的な訓読法がみられる。

「則」字については「スナハチ」を使用している点で仏書訓読の影響が認められるが、「トキハ」を使用している点で漢籍訓読の影響も認められるのである。

次に、「欲」字の訓読についてである。「欲」字の場合には読み添え語としての用法が点本にも存し、また「将然」の「ムトス」も存することから、それらを区別するために原典との対象を行なった。仮名本に使用された「ムトオモフ」「ムトス」「ムトホツス」の用例全てを類別した表を次に掲げる。なお、漢籍訓読特有とされる「マクホツス」は存しなかった。

		欲	将	思	ナシ
ムトオモフ	18	3	5		
ムトス	18	22			
ムトホツス	3				2
					44
					11

この表より、僅かではあるが仏書訓の「ムトス」と漢籍訓の「ムトホツス」との両方が存在していることがわかる。つまり、「則」字と同様漢仏の両訓が混在しているのである。

四、まとめ

『仮名貞観政要』二本について仮名本に用いられる漢文訓読語の使用実態について検討した。その結果、漢籍訓読語が使用される点本と異なり、仏書訓読語の使用率が非常に大きくなっていることがわかった。その理由としては、語を使用する際に、資料的な制約が無いことが挙げられる。訓点資料の本文の言語に拘束されることがなく和訳者の言語意識を以て表現し得ている、ということである。

先に原田種成氏の文章を掲げた際に、梵²舜²なる僧が書写したとあるが、現在までに伝わる仮名本に僧侶が関わっていることも考えることが出来る。ただし、例え僧侶が書写をしたものであるとはいえ、もと漢籍訓読語を用いられて

いたものを悉く仏書語に置き換えたとは考えにくい。厳密に言えば、点本の場合とは異なるが、僧侶が漢籍を移点した資料として高山寺本『論語』が知られている。この場合は、博士家点を比較的忠実に移されているが、その中に仏書語が混在していることが指摘されている²³。そこで、位相とは別の観点、つまり「和訳」であることの意味が重要視されるのである。

最後に、本稿では仮名本の研究方法として、仮名文に使用されている漢文訓読語を採録し、仮名文における仏書訓読語の存在を確認することによって漢籍訓読をするという体系ではないことを説明した。しかし、このことをより積極的に説明するならば、例えば「則」字の不読の用例についても考察しなければならない。つまり、仮名本から原典を対照するのではなく原典の「則」字から仮名本の漢文訓読語への対象である。そうすることによって、訓読の様相がより明確に提示できるのである。今後の課題としたい。

注

- (1) 『仮名貞観政要』は菅原為長が北条政子の命によって和訳したと伝えられる。
- (2) 原田種成著『貞観政要の研究』(吉川弘文館、昭四〇・三三)
- (3) このことについては、小林芳規著『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』(東京大学出版会、昭四二・三三)

に詳しい。以下、「漢籍訓」「仏書訓」は同書による。但し、『仮名貞観政要』は「訓読」ではなく「和訳」であるので、参考に止めなければならない。

(4) 『仮名貞観政要』(民友社、大四・一一)

(5) 注2文献一九四頁等の掲載写真による。

(6) 原田種成著『貞観政要』(新釈漢文大系、明治書院、昭五三・五)

(7) 梵舜については、望月信亨著『仏教大辞典』(望月博士仏教大辞典発行所、昭一一・八)に「相模国鎌倉の人。姓は伊藤氏、字は天外。初め建長寺に投じて業を受け、尋いで諸方に歴参」したとある。

(8) 高山寺典籍文書総合調査団編『高山寺古訓点資料第一』(高山寺資料叢書第九冊、東京大学出版会、昭五五・二)所収
解題による。

(本学准教授)